

[事案 2020-154] 新契約無効請求

・令和3年4月6日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-153] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

契約時の募集人の説明と実際に契約した内容が異なること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年6月に配偶者が契約し、平成29年12月に自分に契約者変更した終身保険（契約①）、平成24年10月に契約した養老保険（契約②）について、いずれも自分の意思にもとづいて契約したのではなく、また、受け取る金額が既払込保険料の合計額を下回ることはないと誤信して契約したものであることから、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対して、本契約の内容について保障設計書を用いながら説明しているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情を把握するため、申立人、申立人配偶者、申立人娘および息子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による契約内容の説明が不足していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。